

裁 決 書

再審査請求人

審 査 庁

処 分 庁

平成28年5月31日付けで提起のあった生活保護法(昭和25年法律第144号。以下「法」という。)に関する再審査請求について、次のとおり裁決します。

主 文

本件再審査請求に係る平成27年10月9日付け費用返還命令処分及び平成28年5月2日付け裁決を取り消す。

理 由

第1 事案の概要

1 再審査請求に至る経緯

〔以下「処分庁」という。〕は、平成27年10月9日付けで、再審査請求人〔以下「請求人」という。〕に対し、法による費用返還命令処分(以下「原処分」という。)を行った。

請求人は、原処分を不服として、同年12月8日付けで、〔以下「審査庁」という。〕に対して、審査請求(以下「本件審査請求」という。)を提起したが、審査庁は、平成28年5月2日付けで、これを棄却とする裁決(以下「原裁決」という。)を行った。

本件は、請求人が、原処分及び原裁決の取消しを求めて、同年5月31日付
けで、再審査請求を提起した事案である。

2 請求人の主張

請求人の主張は、おおむね以下のとおりと解することができる。

請求人は自分が所持していた金銭で海外渡航をしたものではないため、収入
認定すべきではない。また、5万円の方は、特定の従業員に対し、報奨金と
して会社が支払うためにとった経理上の処理であり、本人へは全く渡っていな
い金額である。

本人に渡されたものでもない会計処理上の金額を過少申告とした扱いは誤
りであり、請求人に不正の意図はないことから、法78条を適用したことは誤
りである。よって、費用返還命令を行った原処分及び原裁決の取消しを求める。

第2 判断

1 認定した事実

関係資料により当庁が認定した事実は次のとおりです。

① 請求人は、平成23年5月6日から保護を受けていること。

また、平成25年11月から、XXXXXXXXXXで就労しているこ
と（実際の就労先はそのXXXXXXXXXXである。）。

② 処分庁は、平成26年2月25日に請求人から会社負担での海外旅行
は可能か電話を受けたため、他からの援助であっても収入認定の対象と
なる旨説明を行ったこと。

それに対し、請求人は、保護を辞退してでも旅行へ行きたい気持ちが
ある旨話したこと。処分庁は、慎重に検討するよう伝えたこと。

③ 処分庁は、請求人から申告があった収入申告に基づき、次のとおり収
入認定処理を行ったこと。

・ 平成26年3月分（4月支給給与）

収入額 116,267円

必要経費（控除） 14,652円

なお、給与支給明細書に掲載されている「その他支給50,000円
及び「その他控除本社50,000円」について、請求人は、「会社の
報償金を活用して旅行に行くことにしていたが、行かなかったため返金
する必要がある。」と言っていること。

④ 処分庁は、請求人から申告があった収入申告に基づき、次のとおり収
入認定処理を行ったこと。

・ 平成26年6月分（7月支給給与）

収入額 34,159円

必要経費(控除) 2,619円

なお、平成26年3月分を申告した際に添付された給与支給明細書とは様式が違うこと。

- ⑤ 処分庁は、請求人に対して実施した課税調査の結果、平成26年中の所得金額と申告額に誤差を認めたため、請求人の就労先であった [REDACTED] に事業所調査を行ったこと。

処分庁は、平成27年8月26日に賃金台帳を受領し、平成26年4月及び同年7月支給の給与に誤差を認めたこと。賃金台帳の結果は、次のとおりである。

ア 平成26年4月支給給与

(支給)	基本支給	111,345円
	超過勤務割増	770円
	課税通勤費	52円
	その他支給	50,000円
	非課税通勤費	4,100円
	(計)	166,267円
(控除)	その他(本社)	50,000円
	所得税	10,500円
	(計)	60,500円

イ 平成26年7月支給給与

(支給)	基本支給	102,519円
	超過支給	173円
	超過勤務割増	2,594円
	その他支給	280,040円
	非課税通勤費	3,713円
	(計)	389,039円
(控除)	その他控除	280,040円
	所得税	76,500円
	(計)	356,540円

- ⑥ 処分庁は、平成27年8月26日に上記⑤の支給額について、[REDACTED] の営業課の経理担当者に問うたところ、その他支給は [REDACTED] への報償費である旨確認したこと。

なお、その使途については、4月支給分は [REDACTED] でしか分

からないが、7月支給分は[REDACTED]に行った代金を報償費という形で、請求人に支給し、同額を控除する処理を行っている」と述べたこと。

⑦ 請求人は、来庁した際に、次のことを述べたこと。

ア 4月支給分における5万円の報償費は、一度請求人に渡されたが、表彰を受けた同じ職場の職員に渡したため、請求人の元には入っていないこと。

なお、このことについては、後日、渡された職員からもその旨申し立てを受けていること。

イ 7月支給分における28万円40円の報償費は、[REDACTED]に行ったことにより支給されたものであること。

ウ 請求人が申告した7月支給分の給与支給明細書(上記④)は、請求人が偽装して提出したものであること。

⑧ 処分庁は、平成27年9月7日に請求人の給与収入過少申告に対するケース診断会議を実施し、告訴や返還額の加算は行わず、法78条により返還を求めることや、無断で海外渡航を行ったことに対し、口頭指導を行う旨決定したこと。

⑨ 処分庁は、平成27年10月9日に、327,286円を返還することとする費用返還命令処分(原処分)を行ったこと。

なお、額の決定にあたっては、5万円と28万40円の報償費から必要経費を控除していること。

⑩ 請求人は、原処分を不服として、平成27年12月25日付けで、本件審査請求を提起したこと。

⑪ 審査庁は、平成28年5月2日付けで、本件審査請求を棄却する旨の原裁決を行ったこと。

⑫ 請求人は、原処分及びそれを支持する原裁決を不服とし、同年5月31日付けで、再審査請求を提起したこと。

2 判断

法は、「この法律により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない。」(第3条)、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」(第4条第1項)、「保護は、厚生労働大臣が定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」(第8条第1項)と規定されています。

そして、保護の要否及び程度については、「生活保護法による保護の実施要

領について」(昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。)において、「原則として、当該世帯につき認定した最低生活費と第8によって認定した収入との対比によって決定すること。」(次官通知第10)と規定されています。

また、収入の認定については、次官通知において、就労収入について、「官公署、会社、工場、商店等に常用で勤務し、又は日雇いその他により勤労収入を得ている者については、基本給、勤務地手当、家族手当及び超過勤務手当等の収入総額を認定すること。」(次官通知第8の3の(1)のアの(ア))、「勤労収入を得るための必要経費としては、(4)によるほか、社会保険料、所得税、労働組合費、通勤費等の実費の額を認定すること。」と規定しています。

これを本件についてみると、処分庁が本件処分を決定した基となる平成26年4月の5万円及び同年7月の28万40円の報償費については性質が異なるものであるため、それぞれについて、以下検討します。

(1) 5万円の報償費について

処分庁は、当該5万円が請求人の給与明細に記入されている以上、請求人の収入であり、控除できるものにも当たらないことから、収入認定の対象と判断し、返還の対象としたものと思われまます。

しかしながら、関係書類によれば、当該5万円は、確かに、請求人の給与明細の支給欄に計上されていますが、同時に控除欄にも「その他控除本社」として5万円の計上があることから、請求人の就労先の経理上で処理されたことに疑いはありません。この5万円について、就労先の経理担当者から、XXXXXXXXXXへの報償費であることを処分庁が聴取しており、その使途については不明であります。当該報償費を事実上受け取った人物からの申立てや、請求人からの主訴等を勘案して判断した結果、これを請求人の収入と認めることはできません。当該5万円は、法第8条第1項に規定するその者の金銭又は物品でない以上、法第4条第1項に規定する利用し得る資産とは判断できないものと思料されます。

よって、当該5万円を費用返還命令処分の対象とした原処分は不当な処分であると言わざるを得ません。

(2) 28万40円の報償費について

28万40円の報償費についても、給与明細上の取扱いとしては、上記(1)による5万円の報償費と同様に、「その他支給」として支給され、「その他控除」として控除されたものですが、この報償費は上記認定事実⑥及び⑦から請求人の海外渡航費として使用されたものとして使途が明らかです。

被保護者が海外渡航した場合の取扱いについて、「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和36年4月1日厚生省発社第34号厚生省社会

局保護課長通知。以下「課長通知」という。)問第10の19には、「次のような目的で概ね2週間以内の期間で海外へ渡航する場合には、(中略)当該渡航に要する費用の全額を収入認定しないものとして差し支えない。」とされ、

- 1 親族の冠婚葬祭、危篤の場合及び墓参
- 2 修学旅行
- 3 公的機関が主催する文化・スポーツ等の国際的な大会への参加(選抜又は招待された場合に限る。)

が、掲げられています。

また、他からの援助金で海外渡航する場合の取扱いについては、「生活保護問答集について」(平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「生活保護問答集」という。)問10-23に、

- (2) 当該渡航が課第10の19で定める収入認定除外の要件を満たさないときは、援助金全額を収入認定することになる。

とされています。

本件の場合、渡航の目的は会社の慰安旅行に当たるものであることから、課長通知問10の19に掲げられた収入認定除外にはあたらないものと、また、渡航費用については、会社からの報償費によって賄われたものであることから、他からの援助金により海外渡航したものと解することが適当と思われる。

よって、生活保護問答集問10-23の(2)に照らし、援助金全額を収入認定することになると解され、当該28万40円を費用返還命令処分の対象とした原処分に誤りは認められません。

(3) 判断

上記(1)から、当該原処分については誤りがあると認められ、それを支持する原裁決も同様であることから、請求人の主張には理由があります。

3. 結論

以上のとおり、本件再審査請求には理由があることから、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第56条において準用する同法第40条第2項の規定により、主文のとおり裁決します。

この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この裁決の前提となる処分をした[]を被告として(訴訟において[]を代表する者は[]となります。)処分の取消しの訴えを、あるいは、福岡県を被告として(訴訟において福岡県を代表する者は福岡県知

事となります。) 裁決の取消しの訴えを提起することができます (なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分及び裁決の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

平成28年12月22日

福 岡 県 知 事 小 川 洋
(福祉労働部 保護・援護課)

